

消防本部からのお知らせ  
正しく遊んで楽しい花火

夏の風物詩の一つである花火。花火で遊ぶ時の注意事項等を、もう一度確認し、正しい使用方法で、ケガや事故の無いよう楽しく遊びましょう。

- 1 風の強い日には花火をしない。
- 2 注意書を必ず読む。
- 3 花火をほくしたり、束ねて点火したりしない。
- 4 燃えやすいものが無い安全な場所を選ぶ。
- 5 子供だけでは花火をさせない。
- 6 水の入ったバケツなどを用意する。
- 7 コミは、必ず持ち帰る。
- 8 大きな音が出るような種類の花火は夜中にしない。

## 八雲消防団に軽消防車が寄贈されました

落部の㈱イチヤママル長谷川水産（創業者 長谷川實）が、創業40周年を記念して、八雲消防団に小型動力ポンプ付軽消防車を寄贈しました。

7月13日に行われた、八雲町消防総合訓練大会で受納式が行われ、町、落部連合町内会から感謝状が贈られました。

軽消防車は、長谷川水産の地元、八雲消防団第六分団へ配置されました。



町長から感謝状が手渡される長谷川社長(右)

## 住宅用火災警報器の設置について

八雲町火災予防条例が改正され、新築住宅については、平成18年6月1日から施行され、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。既存の住宅については、5年間の猶予期間があり、平成23年6月1日から施行されるので、それまでに住宅用火災警報器の設置が必要になります。

全国各地では、住宅用火災警報器の設置により、早期の発見で火災の被害を最小限に抑えたという事例が多数報告されています。皆さんの家庭にも住宅用火災警報器の早期の設置をお願いします。

## トイレタイム ~下水道等を使用している方へのお願い~

最近、下水汚泥を原料とした肥料から公定基準を超過した水銀が検出された事例が発生しました。幸い、当町では、検出された例はありませんが、下水汚泥の有効利用のためにも、今後とも、下水道の適正な使用をお願いするとともに、万一、水質に影響が考えられる場合は、除外施設の設置等をお願いいたします。

また、すでに除外施設を設置されている事業所等につきましては適切な維持管理をお願いします。

下水道への接続、水洗化のご相談は「排水設備指定工事店」へ。

役場担当へもお気軽にご相談を 上下水道課下水道係または総合支所地域振興課へ

## 住宅用火災警報器を設置しましょう！

《広告》

ご用命は下記、八雲町消防設備協会々員まで

	住 所	電話番号(FAX)
(有)イナミ電気工業	元町43-2	63-2324(64-2501)
(株)岩越電機	三杉町13-10	62-3202(62-3296)
(有)岡田電気商会	本町55-5	62-2383(62-3957)
小木電工社	豊河町30-9	63-3186(63-2030)
小澤電設工事(株)	宮園町7	63-3903(63-4458)
(有)後藤電機商会	住初町43	62-2271(62-2435)
館脇電気工業(株)	東雲町9-28	62-3014(62-3377)
(株)角田配管工業所	出雲町28	62-2578(62-4020)
(株)馬場商店	本町161	63-2631(63-2639)
(有)BABANEN	相生町65	62-2365(62-2065)
八雲石油(株)	東雲町101	63-2231(63-2277)
(有)八雲電業社	本町2	63-2066(63-3002)
山内工業(株)	本町57	62-3522(62-2552)
(有)渡部電気工業	東町293	64-2259(64-2259)

## 八雲町消防設備協会

町道民税の第2期分と国民健康保険税の第3期分の納期限は、9月1日です。